



全ト協発第104号（環）
令和7年5月28日

各都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己



協会けんぽの保健事業に関する広報のご協力をお願いについて

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」という）より、別添のとおり「保健事業に関する広報のご協力をお願い」の通知がありました。

協会けんぽでは、医療保険者※として加入者の健康の保持・増進を図るために、特定健診・特定保健指導等の保健事業を実施しています。

今般、別添通知の【周知いただきたい保健事業の取組】「1. 生活習慣予防健診における付加健診対象年齢の拡大等」、「2. 特定保健指導の積極的な利用」、「3. 事業者健診データの提供」について、広報誌やホームページ等を活用した会員事業者への周知に協力いただきたい旨、依頼がありました。

全ト協では、令和6年度事業計画より、ドライバーの健康増進に向けた取組の推進を掲げ、協会けんぽ等と連携して北海道・愛知・大阪ト協におけるモデル連携事業の実施や、健康づくりに係る啓発チラシの作成を実施しているところです。

つきましては、貴協会におかれましても、本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知ご協力方をよろしくお願い申し上げます。

また、今後、協会けんぽ各支部より貴協会へ同様の依頼があった際のご対応につきましても、併せてお願いいたします。

※ 事業者が加入する医療保険者には、全国健康保険協会（協会けんぽ）や、健康保険組合がありますので、事業者が混乱を招かないような周知方法をご検討をお願いします。

以上

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

協発第250324-07号

令和 7 年 3 月 24 日

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己 様

全国健康保険協会
理事長 北川 博康



保健事業に関する広報のご協力をお願い

平素より、全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」といいます。）の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

協会けんぽでは、医療保険者として加入者の健康保持・増進を図るために、特定健診・特定保健指導等の保健事業を実施しているところです。

健診を受診していただき、健診結果に応じ、特定保健指導の利用や医療機関への確実な受診を行っていただくことは、従業員の皆様の健康を守り、事業所の将来に資するものと考えております。

つきましては、上記の趣旨をご理解いただき、以下の保健事業に関する事項について、貴団体の広報誌やホームページ等に掲載いただくなど、ご協力を引き続き賜りたくお願い申し上げます。

また、今後、協会けんぽ各支部より都道府県トラック協会へ同様の依頼をさせていただくことがございますので、都道府県トラック協会への周知についても重ねてお願い申し上げます。

【周知いただきたい保健事業の取組】

1. 生活習慣病予防健診における付加健診対象年齢の拡大等

付加健診は、腹部超音波検査や眼底検査等を含み、生活習慣病予防健診の一般健診と同時にご利用いただくことで、より一層充実した健診となります。令和6年度からは従来の40歳、50歳に加え、45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象年齢に追加しています。

また、健診実施率の向上のため、令和5年度から生活習慣病予防健診等の自己負担を大幅に軽減しております。ひとりでも多くの方に受診していただけるよう、貴団体会員への積極的な周知等、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

2. 特定保健指導の積極的な利用

健診の結果、生活習慣の改善が必要な方に特定保健指導を実施しています。特定保健指導では、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士等が寄り添い、生活習慣の改善に向けた取組をサポートいたします。

健診は受けることが目的ではなく、あくまでも生活習慣改善の必要性や病気を発見するための手段です。従業員の皆様の健康と事業所の将来を守るためにも、協会けんぽでは、健診・特定保健指導のご案内は事業所を通じてお送りしておりますので、案内が届きましたら、従業員の方に確実にお渡しいただき、積極的なお声がけをお願い申し上げます。また、就業時間内にご利用いただけるよう、指導時間の確保や実施場所の提供について重ねてお願い申し上げます。

3. 事業者健診データの提供

協会けんぽが実施している生活習慣病予防健診に限らず、40歳以上の方で労働安全衛生法に基づく定期健康診断（事業者健診）を受診された場合についても、その健診結果を協会けんぽへご提供いただくことで、生活習慣病予防健診を受診した場合と同様に特定保健指導をご利用いただける仕組みとなっています。

生活習慣の改善が必要な方に特定保健指導を利用していただく機会を確保するためにも、事業者健診データを確実にご提供いただきますようお願い申し上げます。

（お問い合わせ先）

全国健康保険協会 本部
保健部 保健企画グループ
担当：鶴見、貫場

TEL：03-6680-8853